検討の必要性

合併の効果と課題の検討

的裏付けのあるまちづ

まちづくり検討を一

があります。

それには、

がイメー ジしやすい 事業を検討することで、 絞り込んだ、 な計画ではなく

従来の総合計画にみられる総花的

財源裏付けのある計画の策定



自 立 自治体づ き る IJ に向

(平成十四年十月一日現在)。 特例法)」 協議会または任意協議会を設置し 三月三十一日) まであと二年余りと 研究会等を含めると全国の八割以上 村の合併の特例に関する法律(合併 の市町村が合併を検討して 市町村合併を支援する法律「市町 千二百を超える市町村が法定 の有効期限 (平成十七年 います

検討の必要性

できる体制を整備する必要がありま 主体的なまちづくりを進めることが 自己決定・自己責任を原則として 地方分権の推進

学校区の見直し等) に対応できる人 る行政需要 (福祉サー 本格的な少子高齢化社会が要請す ビスの充実や

通しを検討する必要があります。 る必要があります。 建設や不便な施設利用等)を解消す の違いによる不都合(非効率な施設 住民の期待に応え、 税収の落ち込みが続く中、 広域化する日常生活圏と行政区域 日常生活圏の広域化 財政事情の悪化

す

併が検討されています。 から行政手法の一つとして市町村合 ある程度の規模が必要との考え ビスを提供していくために

町村合併の目的

市町村合併の目的は、

村として運営した場合の財政的見 より質の高い 単独市

大きく次の

一つです。 行政改革を目的とする合併

> を狙いとした合併です。 財政を中心とした行政運営の効率化 経費削減・二重投資の回避など

ります。

る合併

ります。 ことを自らの財源で実施できる「自は、十年後、十五年後に自ら決めた 立した自治体」 いずれの場合でも合併の真の目的 を建設することにあ

ら十五年度までは段階的に縮減され

合併の支援制 度の概

合併特例法による支援制度の概要 次の通りです。

地方債 (合併特例債) を財源とする

ことができます。 そのうち約三割は

自主財源による償還となります。

議会の議員の定数及び在任に

合併後十年度間の地方交付税は 合併算定替(十一条) をもつ都市計画を目的とした合併で 地域間競争に負けない規模と個性 広域的まちづくりを目的とす

費について、

合併後十年間に限り

域振興のための基金積立に要する経

市町村建設計画に基づく事業や市

合併特例債 (十一条の二)

合併前の市町村が存続したものとし

て算定した合算額とし、

十一年度か

合併後最長二年間、

合併前の市町

関する特例(六条・七条)

過去10年間の市町村合併事例 盛岡市

飯田市、上郷町 勝田市、那珂湊市 ひたちなか市(茨城県)

鹿島町、大野村 秋川市、五日市町 新潟市、黒埼町

盛岡市、都南村

大船渡市、三陸町 津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町

1992. 4.1 93. 7.1

飯田市(長野県) 94.11.1 95. 9.1 9.1 99. 4.1 篠山市 (兵庫県) 2001. 1.1

鹿嶋市 (茨城県) 新潟市

西東京市(東京都)

さいたま市

1.21 4.1 5.1 11.15

篠山町、西紀市、丹南町、今田町 田無市、保谷市 潮来町、牛堀町 浦和市、大宮市、与野市

12

2002. 4.1

あきる野市(東京都)

潮来市 (茨城県)

大船渡市(岩手県) さぬき市(香川県) 久米島町(沖縄県)

中里村、具志川村

少子高齢化社会の到来

財政的基盤を整備する必要があ

が行われる場合に限って、 に緩和されています。

村の議員全員が引き続き在任できま

村合併を検討する手順

対合併を検討す

(1)

平成十六年三月三十一日までに合併 人口要件は「四万人以上」、 「三万人 特に

事例を参考に、 市・旧保谷市の合併により誕生) 西東京市 (二〇〇一年一月旧田無 の

または不均一課税が認められます。 対象となる地方税を課税しないこと

市となる要件の特例(五条)

公平を欠く場合、

合併後の五年間

合併直後の均一課税が住民負担の

課税 (十条)

方税の課税免除または不均

スのペー 詳 る手順を紹介します。 詳細なプロセスはモデルケー -ジ (14~ 19ページ) (左図参照) で説明

合併検討は、「合併検討の必要性 と「合併の効果と課題の検

の検討」 合併検討の必要性 の二段階に分かれ

討

合併に対する最終判断

合併検討が求められている社会背景

単独での財政見通しの確認

合併による財政力強化の試算

・合併による経費削減額の推計

・特例債等国からの支援の確認

行政サービス水準の調整

(税・下水道・保育料・国保等) ・地域別・世代別負担の調整

・新サービス実施の検討

・合併後の職員数管理の検討

・合併後20年間の財政予測

・住民負担の調整

・行政サービスの維持可能性

・高齢者福祉の充実可能性

・環境問題への対応可能性

広域行政の確認

一部事務組合の状況確認 ・上位計画での一体性の確認

自治体情報化への対応可能性

場合、 ちづく 財政力とま 後の姿を行 確認できた の必要性が 合併検討 から検 ま 合併 す

りの四つの 併枠の検討 望ましい合 分かれます。 にも直結し この検討は 検討項目に まちづく 広域行政、 日常生活 財 政

日常生活圏の広域化の確認

・通勤・通学圏の把握

商業購買圏の把握

自治会の連携度の把握

まちづくり課題の確認

・長年の課題の確認 ・合併で解決できる課題の確認 ・広域的課題の確認

行政力強化の検討

企業会計導入の検討

・行政評価導入の検討

専門職制度導入の検討

新市将来構想の策定

・長年の課題の解決策の検討

・合併プロジェクトの検討 ・地域別課題の解決策の検討

通院圏の把握

なります。 づくりの検討では住民生活に直結す 行財政力の検討では専門家としての る問題として「住民参加」 行政のリー ダーシップ」 が、 まち

合併検討の留意点と対応策

このような手順で合併検討を進め 住民参加の必要性 留意すべき点は次の通りです。

ます。 れます。 رآ と称される「住民参加によるまちづ を通じて「二十一世紀のまちづくり」 ぐことができます。 画や利便性における地域間格差を防 のしくみにより、合併に対する懸念 ですが、特に「新市将来構想の策定」 の情報公開と住民による検討が重要 事項である特定地域に偏った開発計 には住民参加が欠かせないと考えら 合併検討全般を通じて、 が試行されるメリッ 住民意見の反映と住民監視 また、 合併検討 行政から トもあり

13

財源的にも実施可能な 住民ニーズにより 計画を作る必要 合併後の姿 Focus 政策·制度

総務省自治行政局行政体制整備室 合併相談コーナー 電話 03-5253-5519 ホームページURL http://www.soumu.go.jp/gapei/index.htm

合併検討の推移表

で き

(2/16)

ご

保谷市議会で合併協議会設置を旨とする決議可決

田無市議会で合併協議会設置を旨とする決議可決

田無市・保谷市合併協議会(任意)設立準備会設置

田無市・保谷市合併推進協議会(任意協議会)設置

田無・保谷21世紀フォーラムを開催(~3月)

合併推進協議会第12回会議で法定協議会移行を

両市議会定例会で法定合併協議会設置を議決

新市名候補選定小委員会が選定結果を報告

住民投票条例制定直接請求、両市議会で否決

新市建設計画を確認、主要協議を終了

投開票オンブズマン市民公募、決定

市民説明会両市内各地(24カ所)で開催

投票方式による市民意向調査実施(7/30)

(両市で「賛成」多数、「西東京市」が最多得票)

第18回会議にて正式な合併期日と新市の名称を確認

両市議会臨時会において両市合併関連議案を可決

両市議会臨時議会において両市合併関係補正予算を

東京都知事に合併申請書を提出(8/16)

田無市・保谷市合併協議会(法定協議会)を設置

第2回会議で合併目標期日を「平成13年1月」に設定

合併推進協議会事務局を田無市に設置

新市将来構想策定委員会を設置

新市将来構想中間まとめ集約

新市名公募を開始(~12月)

(市民代表委員8名で構成)

市民意向調査の骨子を確認

(協議会委員の無記名投票)

市民意向調査制度詳細を決定

すべての協議を終了(8/3)

合併協定調印式を挙行(8/10)

(7グループ10候補) 新市名候補を5候補に絞り込み

(4/19)

(7/2~26)

可決(8/22)

新市名候補選定小委員会を設置

新市将来構想策定

合併推進協議会ホームページ開設

新市将来構想中間まとめ市民説明会開催

لح

年 代

平成 9年

平成10年

9月

11月

12月

2月

4月

7月

12月

3月

4月

5月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

2月

3月

4月

5月

6月

7月

8月

平成12年

平成 11年

政策·制度

市町村合併のモデルケ

ス

東京都 西東京市

へひとりが輝

住民参加による市町村合併

行政が提案し住民が決定した

西東京市

東西四 旧田無市と旧保谷市が合併して誕 武蔵野台地のほぼ中央に位置し 生した都市です。 従来の多くの市 西東京市は、平成十三年一月に 人口約十八万人の都市です。 · 八 ⁼ 六、 東京都の西北部 南北五・六十 村合併が、 市

合併後のまちづくり案「新市将来

を住民合意により作り上げ

的としていたのに対し、西東京市 国家プロジェクトの受入などを目 制施行や中核市への昇格あるいは スはどれにも該当せず、「行

> 改革」を目標とする新しいタイプ 財政基盤強化のための究極の行政 の合併を目指しました。

た後、 した。 意向調査) により合併を決定しま の住民投票 て理解を求め、 住民の期待度に基づいて絞 数多くの住民説明会を通じ (投票方式による市民 最終的には事実上

合併検討の柱ともいえる 併プロジェクト」 も呼ばれています。 は

このような試みが、 い合併検討方法のモデル 平成時代の

スとして評価されてい ここでは、 西東京市合併検討に

の実現可能チェックを受けた「合 込まれ、 行政による財政面から 合併公約と

について検証します。 おける特徴ならびに課題と対応策

旧保谷市 旧田無市

西東京市

東京都議会9月定例会で両市合併関連議案を可決 10月 (10/4) 東京都知事が両市の廃置分合の処分決定、 自治省に届出(10/6) 11月 官報に自治省告示 < 第250号 > (11/17) 12月 両市議会定例会で町名の変更について議決。

平成 13年 1月 田無市閉市式(1/14)

都知事へ届け出

町名変更について東京都告示(1/15) 保谷市閉市式(1/18) 新市発足、開庁式(1/21) 2月 初議会(2/1~)

市長選挙(2/18) 市議会3月定例会 新組織体制へ移行

併検討の歩みは、 市建設計画」を住民に示すとともに 民が話し合い、その成果である「新新市のまちづくりについて行政と住 向が確認されました。 市民意向調査によって合併賛成の意 合併検討

谷が田無の三分の二を取り囲む特殊田無市・保谷市の合併問題は、保

昭和四十年には合

は合併協議会設置を旨とする決議が

論議が開始されました。

で両市の市長が合併を公約に掲げて

平成五年の市長選 合併に至りません

双方の市におい

て本格的な

誕生した西東京市

21世紀に住民合意で

法改正により単独での市制施行が可

併協議会を設置し協議されましたが

能となったため、

説

任 意 協 議 会

法定協議会

・ション

市民意向調査

合併協定調印

合併議決

合併申請

自治省告示

新 市 誕 生

任意協議会設置から約3年 法定協議会設置から約1年3カ月

新市将来構想

定事項の協議

新市建設計画の協議

端緒

将来構想策定委員会

21世紀フォーラム

市民による まちづくり

構想の作成

市民説明会

新市名の公募・選考・検討

市民意向の確認方法の検討

明

が設置されました。可決、翌平成十年二日 翌平成十年二月に任意協議会 その後三年間 三年に及ぶ合

> 表 をご覧ください。

つの特徴があります。 この合併検討には、 次のような三

検討の契機になった合併 行政提案が

両首長の合併公約が合併協議の契

Focus 政策·制度

3月

4月

西東京市企画部企画課 電話 0424-64-3111

ホームページURL http://www.city.nishitokyo.jp/menu/index/html



西東京市田無本庁舎

西東京市保谷本庁舎

経

声もあがりました。

クショップの開催

参加できる場を提供して欲しいとの

の指名であったため、

住民が自由に

言葉で新市将来構想が策定されまし

代表者の選定は協議会

ではない反面、

住民自ら考え出した

りの柱の検討に時間がかかり効率的 あったため、新市の理念やまちづく

の場として、

クショップを四回

住民が自由に参加できる合併協議

経費削減効果の年度別	推計表										(単位:百万円)	革うら市同徴共い都市	- 特	徴 2 も 4	あ合行ツ版	易をもし	住のこ	との。	と営し	にびり対起る
項 目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合 計	が、 で の 性 の 一 に を に な に に に に に に に に に に に に に に に に	合 究	H /	は、原、選りの。	持つけ	氏との扱い	巻き、	して提り	だした。
1 一般職人件費	-261	-437	-616	-803	-1,140	-1,274	-1,599	-2,140	-2,518	-2,805	-13,593	可の性にでする。	して極の	併のなれ	こり、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	では、	随連報	されと	三 条 併 権 [首結
2 特別職人件費	-88	-88	-88	-88	-88	-88	-88	-88	-88	-88	-880		市 行	目 4.7	以る 関協なの はんしょう ひんしょう しょうしょう しょうしょく しょく しょく しょく しょく はんしょく しょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょう しんしょう はんしょう はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ	にあれた	議に持た	まー 緒	をはも	長果で
3 市議会議員報酬	0	-12	-74	-74	-74	-84	-133	-133	-133	-133	-850	と は) 漠 隣 合 み の (合 の 合 を 然 の 併 に 求) 併	に政な改	的 した	怠民て野 しんけん	〉は ユ フ接	場がって でして 行	た。に 老	案 るり し	らもらっなう
4 事務経費	-241	-201	-179	-121	-121	-103	-63	-5	- 5	53	-986	思併持と三後く心たにいたのあ鷹にか力ちよ	ろ う	ましせる	- 声報を	び行的に	与合める	行えて	た行行も政	行りし 政まり
5 消防事務事業	-263	-263	-263	-263	-263	-263	-263	-263	-263	-263	-2,630	によ地こ市人っとなりいる域がや口たなか国		h إ	批待開えり	主最	らげて	状況を	の 手	にしる
合併効果による財源	-853	-1,001	-1,220	-1,349	-1,686	-1,812	-2,146	-2,629	-3,007	-3,236	-18,939	た 行 に れ 武 規 点 り 市 際 る 政 な 蔵 模 も え) 港	つく	<u>.</u>	ざだ行れる h けわま	が対決合	、提 が 議 案 将	につたこ	` の t 住 ー t	地方
												の設ろが野が特ると湾	ば	1	て ぜ ず ま シ	合定 供権		11 [1	民っん	経れば

ジェクト」を検討する際に非常に役

および「合併により実施すべきプロ 合併効果の説明や「住民負担の調整」

に立ちまし

導合併反対」との強い反対運動を呼

必要でした。 に一、二カ月の手探りの検討期間が

機となったことは一方で、「行政主

手間と時間を惜しまない住民との協 対しては、行政のための合併ではな べきことの明確化、 ていく過程で、 行政サイドで実施す いとの批判もあり、その批判に応え いか、住民のメリットがわかりにく この「行政改革のための合併」に 合併を検討する際の基本と 情報公開の徹底

住民参加を実現する方法の検討も 今後の大きな課題として残されまし 議など、 なるべき方針も固まっていきました。 また、 行政改革の具体的な内容や

住民が決定した合併 事実上の住民投票で

併賛成が反対を上回ったため合併し 画 (合併目的である住民サイドの合 選挙と同様の投票形式を採用し、 向調査を実施し、 画に対する賛否を問うという市民意 合併効果である新市のまちづくり計 併効果) があります。住民サイド 政が努力し実行すべきこと (行政サ 市のどちらか一方でも反対が賛成を の住民投票ではありませんが、 たものです。 条例の変更を伴う本来 イドの合併効果)と、それを手段と して実現すべき新市のまちづくり計 上回れば合併は白紙に戻すとの事前 合併効果には、 行政改革として行 田無・保谷共に合 通常 両 ற்

> 投票と考えられています。 説明がなされたため、事実上の住民

(約五千五百万円) をかけても意義 民参加による合併議論」がなされた 後であったからこそ、 実施されたものです。「徹底した住 最終的には民意により合併を決定す のある民意の確認方法であったと評 べきだとの強い意見に応えるために これは、法定協議会移行時から 多大な費用

さらに、市民意向調査には次のよ

- 投票で決定したこと 合併の可否だけでなく
- 投票日現在十八歳以上の住民を投

ました。 民参加を検討方針とした合併検討に 自の解決策」を生み出す必要があり れの課題に対しても「田無・保谷独 つ既存の合併事例がないため、 つが挙げられます。同様の目的をも おける代表的な課題として、

価されています。

うな特徴があります。

- 新市名も
- 祟資格者としたこと
- までにしたこと 投票時間を午前七時から午後十時

課題とその解決策 3年間の合併検討での

2

行政改革を目的とし、徹底した住 次の三 ゖ

は何か、

説明できるか、 うな解決策が考えられました。

- 上を図る 画政策力および住民サービス力の向
- 政力の強化を定量的に把握する。 ・二重投資の回避など効率的投資の
- 経費削減効果の活用対象として、
- を検討する。 ・職員は、 原則「前年度退職者の三
- るものであるから、年度別計画によ ・経費削減効果は合併後徐々に現れ

を実現可能な数字で把握したことが、 力強化ととらえ、削減できる経費額 このように行政改革の中心を財政

大きな混乱もなく、 対意見も強く 見を記入する方法を採用しました。 開催しました。検討内容は、合併に 考えられています。 が話し合われるきっかけになったと により開催が決定されたのですが 反対者集会と化す恐れがあるとの反 自由参加のワークショップ形式は 機会を保障するため、小さな紙に意 建設などの地域固有問題、 対する期待や不安、都市計画道路の などの当時ホットであった問題など 参加者全員に意見を発表する 最終的には首長判断 住民の間で合併 介護保険

あり、

いつ実施すべきか

代表的な住民参加方法は、

アンケ

住民参加にはどのような方法が

課題とその解決策2

まちづくりに関するアンケー 卜調 (2新市将来構想策定以降

法を実施しています。

(1合併検討の初期段階

期に応じて、

次のような住民参加方

等ですが、この合併検討では検討時

ト調査・住民説明会・フォーラム

直長が出席する住民説明会の開催

直接首長が住民の質問に対して答え ないわかりやすい説明を行った後 催されました。 ビデオによる誤りの 来構想に基づいて、住民説明会が開 る方式が採用されました。 住民代表により策定された新市将

り」と「課題」を集約し、合併後の

現状でのまちづくりに関する「誇

まちづくり案に活用するものです。

住民代表による新市将来構想策定

住民代表によるゼロからの検討で

出張説明会の開催

模の説明会が多数開催 説明を求める住民に対して、

ことや、 ばしばありました。 局担当者が説明に出向く されました。 フレットを配ることもし 駅前で説明パン 合併事務

市民意向調査の実施

既に「特徴3」 で記載し



課題とその解決策1 行政改革の証として経費削減を

いかにして推計し実現するか 合併により期待できる行政改革と この三つの課題に対し、 具体的な数字として住民に いかにして実現する 次のよ

- おける経営手法の導入を通じて、 人や行政評価の実施等、民間企業に 行政の高度化は、専門職制度の導 企
- 減を中心に経費削減額を推計し、 議員や職員の削減など人件費の削 財
- 実現による経費削減を検討する。
- 住民負担の調整や合併特例債の償還
- の削減を図る。 分の二補充」 十年間で二百人以上の職員数 を継続的に実施するこ

田無・保谷「21世紀7オーラム」



「はなバス」の運行

市長のことば

西東京市長 保谷 高範(ほうや こうはん)

平成13年1月の合併から、早いもので3年目を迎えます。この間、合併前に 市民の皆様にお示しした「新市建設計画」、いわゆる合併公約の着実な実行をめ ざし、市民の皆様に目に見える形で合併効果を感じていただきたいという強い 思いのもと、まい進してまいりました。

具体的には新市建設計画の重点施策として位置付けられている事業を中心に、 「コミュニティーバス(はなバス)の運行」や、新市のシンボル的な公園である 「(仮称)合併記念公園の整備」として用地買収に着手し、さらには「地域情報化 の推進」として図書館の本の予約・検索および公共施設の予約がインターネット 上からできるシステムの導入など、さまざまな事業に着手してまいりました。 また、一方では、政策形成過程に市民が参加する仕組みとしての市民参加条例 の制定および環境を重視したまちづくりを進めるための環境基本条例の制定な ど、西東京市としての新たなまちづくりを展開するための仕組みも整備してま いりました。

合併は、新たなまちづくりを市民の皆様と一緒に進めるための一つの手段で あって、目的ではありません。このことを念頭にすえ、今まで以上に市民の皆 様の期待に応えられるまちづくりを進めるとともに、合併先進市として注目を いただいている全国の自治体の皆様にも良き先例となるよう、努力してまいる 所存であります。

Focus 政策·制度

住民負担の調整結果

従来の方式を採用しながら数年かけ て新市の方式を検討すべき問題に分 階で調整すべき問題と、 後の住民負担に対して、 (の住民負担に対して、合併検討段住民にとって最も関心の高い合併 その調整結果を具体的に示して 合併直後は

され、 合併特例債を活用して実施可能か おける「合併公約」 いて検討された後、 緻密な財政シミュレー 合併の可否が問われました。

クトの実施計画を、

実施時期・投資

住民参加で決定した合併プロジェ

合併プロジェクトの実施計

きるプロジェクトであり、単独市のれらは、合併によって初めて実現で ままであれば困難な課題の解決方法 金額まで具体的に示しています。

と考えられます。 合併による削減経費と として住民に示 新市建設計画に ションに基づ

新市誕生後の状況

3

施されつつあります。 合併検討を通じて住民と合意した四新市誕生後二年を経過した現在 市内循環バス「はなバス」の運行が つの合併プロジェクトが、 これは南北の公共交通の その一つに、 確実に実

待は実現されてい

ている限り、

合併可否の基礎資料である「新市度別実施計画が決定されています。の三つのプロジェクトについても年 価することは時期尚早ですが、 になってい 建設計画」 利便性向上を目指したものです。 いチェックをうけ、 **建設計画の実施状況が議会から厳し** ます。 新市におけ 現段階で合併を評 る羅針盤 新市 他

討する必要があります。

判断材料は何か

合併可否の基礎資料は新市建設計

その代表的内容は次の二

それらの実現可能性を説

学童クラブ

間食費

育成料 (平成13年度制度

項目です。 画であり、

明するために、予算に基づく財政的

な裏付けをも示しています。

検討結果のすべてを合併協議会のホ を通じてその要約を全戸に配布しま 市報や協議会便り 情報公開を徹

3全期間共通がにあたります。

典型的な住民参

合併協議会、

新市将来構想策定委

底するとともに、

ムページに掲載し、

クショップなどの合併検

討について、 員会、ワー

提出された資料および

住民参加の必要性やその実現方法

住民による合併可否の

地域の特性に合った独自の方法を検 地域によって大きく異なります

法人市民税

住民負担の調整結果表 田無市 新市 田無市に事務所、事業所等を 有する法人に課税 均等割 保谷市に事務所、事業所等を 両市に事務所、事業所を別々 に有する法人に対し、新市に おいては一法人扱いで課税 有する法人に課税 資本金 1億円未満 12.3% 10億円未満 13.5% 10億円以上 14.7% 法人税割 田無市の例により調整する。 1億円未満 12.3% 10億円未満 14.7% 10億円以上 14.7% 税率100分の0.24 (H12.4.1施行) 保谷市の例により調整する。 都市計画税 税率100分の0.26 保険税率 国民健康保険料(税) 保険料率 保険料率については、田無市 所得割 5% 所得割 5.7% の例により調整する。ただし、 資産割 20% 資産割 平成12年度については、それ 16% ぞれ旧市の例による。なお、 被保険者均等割 15,000円 被保険者均等割 17,000円 新市において国民健康保険運 世帯別平等割 8,400円 世帯別平等割 5,340円 限度額 47万円 限度額 営協議会を設置し、適正な負 51万円 担水準について検討を行い、 これに基づき、平成14年度よ り新保険料率を設定するもの とする。 下水道使用料 一般汚水下水道使用料 -般汚水下水道使用料 平成12年度および平成13年 度に限り不均一とし、この間 10m³ まで(基本料金) 373円 10m³ まで(基本料金) 520F 80円 に料金統一の基本方針を定め、 20m³ まで(1m³につき) 20m³ まで(1m³につき) 83F 50m³ まで(1m³につき) 115円 50m³ まで(1m³につき) 128F 平成14年度より新料金を設定

100m³ まで(1m³につき) 143円 100m³ まで(1m³につき) 145E するものとする。 200m³ まで(1m³につき) 175F 200m³ まで(1m³につき) 500m³ まで(1m³につき) 218円 500m³ まで(1m³につき) 225円 1,000m³ まで(1m³につき) 258円 265円 1,000m³ まで(1m³につき) 1,000m³ 超 (1m³につき) 299円 1,000m³ 超 (1m³につき) 320円 保育費用徴収基準 A階層(生活保護世帯) 徴収なし 保育費用徴収基準 A階層(生活保護世帯) 徴収なし 保育費用徴収基準 A階層(生活保護世帯) 現行 保育料 B階層(所得税・市民税非課税世帯) 徴収なし B階層(所得税・市民税非課税世帯) 徴収なし B階層(所得税·市民税非課税世帯) 現行 C階層(所得税非課税・市民税課税世帯) 低い C階層(所得税非課税・市民税課税世帯) 高い C階層(所得税非課税・市民税課税世帯) D階層(所得税課税世帯) 比較的高い D階層(所得稅課稅世帯) 比較的低い 田無市

月額5,000円 3,000円(2人目以降)

* 1,500円を学童のおやつ としている。

月額1,500円を徴収

新市建設計画(平成14年度 実施計画)の予算表

月額5,000円 2,500円(2人目以降)

間食費の徴収なし * 1 人当たり月額826円の おやつ代を市が負担。

(単位:百万円)

保谷市

D階層(所得税課税世帯)

田無市の例により調整する。

田無市の例により調整する。

WITH ZEIGHT (TIME TIME TO THE	10H1 H /42 3 91					(単位:日刀)			
施策名		年 度 別 事 業 費							
ル 東 日	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合 計			
1 地域の中で支えあう福祉のまち	128	198	1,026	1,438	647	3,43			
(1)福祉施策の充実	19	28	651	650	369	1,71			
(2)健康の保持・増進	22	33	15	15	15	10			
(3)住環境の改善	87	137	360	773	263	1,62			
2 環境にやさしく美しいまち	3,383	839	1,621	2,427	1,869	10,13			
(1)公共緑化の推進	3,360	804	552	1,815	1,810	8,34			
(2)民有地緑化の推進	0	1	10	10	10	3			
(3)環境対策の充実	9	20	0	0	0	2			
(4)ごみの減量化・資源化	14	14	1,059	602	49	1,73			
3 若者を育てるまち	3,162	1,741	736	1,795	2,718	10,15			
(1)学校教育の充実	3,162	1,741	736	1,795	2,718	10,15			
(2)社会教育・生涯学習の充実	0	0	0	0	0				
4 安全で快適なまち	2,150	3,487	4.552	3,780	424	14,39			
(1)道路の整備	1,415	563	157	205	173	2,51			
(2)放置自転車対策	0	0	389	20	13	42			
(3)公共交通の拡充	129	125	125	125	125	62			
(4)駅周辺の整備	211	2,480	2,729	2,724	0	8,14			
(5)庁舎整備	284	232	117	117	19	76			
(6)防災対策の充実	102	65	531	223	73	99			
(7)スポーツ施設の整備	9	22	504	366	21	92			
5 さまざまな産業が育つまち	24	10	10	10	10	(
(1)商工業・農業の育成	24	10	10	10	10	(
6 市民が参加する活力あるまち	792	520	428	431	448	2,6			
(1)市民との協働および支援	1	0	0	0	0				
(2)市民参加の推進と情報の公開	445	483	396	398	416	2,13			
(3)女性の自立と社会参加	29	18	14	14	14	3			
(4)コミュニティの形成	317	19	18	19	18	39			
計画事業費合計	9,639	6,795	8,373	9,881	6,116	40,80			

19